

奈良県教育委員会

週報

第2217号

平成27年3月5日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
免許外教科の担任許可申請について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	教職員課	1
平成27年度第1学期における 外国語指導助手の派遣について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 小 学 校 長 各 県 立 学 校 長	教育研究所	5

(次の週報は、平成27年3月19日(木)発行の予定です。)

平成27年3月5日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

免許外教科の担任許可申請について（通知）

このことについて、教育職員免許法附則第2項の規定により、免許外教科の担任許可が必要な場合は、下記により関係書類を提出してください。

記

1 対象者

中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部・高等部において、所有免許状の教科以外の教科を担当する教諭

2 許可申請の基準

免許外教科担任許可申請要項（以下「要項」という。）第2条を参照

※ 免許外教科の担任許可申請については、「要項」に十分留意の上、適切な申請をすること。

3 提出書類（「要項」第3条を参照）

（1） 第14号様式「免許外教科担任許可申請書」

（2） 週時程表（全教職員の週時程が明確な表。ただし、週時程表を作成中の場合は、代わりに全教職員の教科別持ち時間数一覧を提出し、完成後速やかに提出すること。）

（3） 市町村（組合）立中学校は、市町村教育委員会の内申書

4 提出方法（「要項」第4条を参照）

市町村（組合）立学校は、市町村教育委員会を経て、県立・国立・私立学校においては所属長から県教育委員会事務局教職員課長宛て提出すること。

5 提出期限

平成27年4月6日（月）必着

(第14号様式)

免許外教科担任許可申請書

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

学 校 名

所 在 地

学校長氏名

印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許状の教科以外の教科の担任許可を申請します。

学級編制		学 年	1	2	3	4	特別支援学級					計					
		学級数															
免許教科 教員数	教科名(免許状の教科とする)	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	英語	技術	家庭	地歴	公民	情報	福祉		
	免許状を有する者の延数	教諭															
		講師															
免許外の教科を担当する教諭の氏名		担任する教科と週時間数及びその期間					担任する理由 (詳細に記入ください。)					有する免許状の教科					
		教科	時間数	期間													

免許外教科担任許可申請要項

奈良県教育委員会

(平成14年8月9日教職第305号)

(趣旨)

第1条 教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)附則第2項に定める免許状を有する教科(以下「免許教科」という)以外の教科担任許可については、教育職員免許に関する規則(昭和43年10月11日奈良県教育委員会規則第9号)第13条に定める外、この要項に定めるところによる。

免許外教科の担任は、特定の教科の教授を担当すべき教員がいない場合、又は不足している場合において、担任すべき教員を採用することができないと認められる場合に限り許可する特例措置である。

(許可申請の基準)

第2条 教科担任に当たっては、教科指導力を選任の基本とし、次の事項に留意する。

(1) 免許外教科の担任を多人数に分散しないこと。

原則として、許可を受けようとする一の教科について、週担任時間数3時間以下をもって、複数の教員が申請することはさけること。

(2) 当該学校教員の授業時間数を調整、平均化する等の目的をもたないこと。

(学力向上等の理由により担当学級を分割した結果、申請する必要が生じる場合も含む。)

2 免許外教科の担任に当たっては、教職経験5年以上の者を充てる等、当該学校において教職経験の豊かな最適任者に担任させること。

3 免許外教科の週当たりの担任時間数が免許教科の週当たりの担任時間数を下回る場合にのみ申請することができるものとし、それを超える場合は臨時免許状の授与申請を必要とする。ただし、特別支援学校並びに特別支援学級担任で特別の事情がある場合はこの限りでない。

4 免許外教科の担任許可は、当該教科の免許状を有しない「教諭」にのみ許可されるものである。従って講師は許可することができず、やむを得ず担任させる場合は臨時免許状の申請をすること。ただし、臨時免許状は、教育水準の維持等の観点から一人のものについては一の教科のみの授与とする。

5 免許外教科の担任は、1年以内の期間に限り許可するものである。許可申請は年度ごとに行う。同一人が複数年繰り返し申請する場合は、相当の理由を必要とする。

6 次の場合は許可申請の必要がない。

(1) 特別な事情により、授業担任以外に補助的(例 生徒指導上)に入った際の補助者の場合

(2) 他教科の科目と類似した内容を持つ科目を担当する場合、その科目に相当する免許状を有

し、大学等で当該科目を専攻している場合

- (3) 中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、教科を統合するなど特別の教育課程を編成し教育をする場合、又は文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用している場合

(申請書類)

第3条 免許外教科の担任許可を申請するときは、教育職員免許に関する規則に定める書類（第14号様式。以下、「免許外教科担任許可申請書」という。）及び市町村（組合）立中学校においては市町村教育委員会の内申書と当該学校の全教員の週時程表を提出しなければならない。

2 免許外教科担任許可申請書の作成については、次の事項に留意する。

- (1) 「免許状を有する者の延数」には複数免許状保有者を内数で()書きすること。
- (2) 「担任する理由」欄には、「免許状所有者が担当できない理由」及び「申請教科担当者の資質能力の具体的判断根拠」について記載することとし、別紙(任意の様式)を添付してもよい。「教科編成上による」、「学校運営上による」等具体的でないものは適正な理由とは認めない。

また、「申請教科担当者の資質能力の具体的判断根拠」は、所有免許との関連性・経歴・経験等について記載すること。

(許可申請書の提出先及び期日)

第4条 各市町村（組合）立中学校においては、各市町村教育委員会を通して、県立・国立・私立学校においては県教育委員会事務局教職員課へ提出する。

- (1) 申請書の提出期日は、年度当初については4月6日までとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日又は日曜日でない日を提出期日とする。
- (2) 年度途中において許可の必要が生じた時は、必要とする期日の10日前までに申請書類を提出すること。

附則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

平成27年3月5日

各市町村教委教育長
各公立小学校長
各県立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成27年度第1学期における外国語指導助手の派遣 について（通知）

公立小学校及び県立学校における外国語指導助手（以下、「ALT」という。）の派遣について、下記事項に留意の上、平成27年4月8日（水）までに申請願います。

記

1 派遣期間

- (1) 平成27年4月20日(月)から平成27年7月31日(金)までとする。
- (2) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 派遣申請等の手続き

- (1) 県立学校が県立教育研究所に配置しているALTの派遣を希望する場合について
 - ア 派遣を希望する県立学校は、様式1により校長が、教育研究所長宛て申請すること。
 - イ ALTの派遣日については、調整の上、後日決定し改めて通知する。
 - ウ ALTの派遣が決定された場合、校長は、派遣日の1週間前までに、次の(ア)～(ウ)の文書を教育研究所長宛て提出すること。
 - (ア) ティームティーチング指導案（日時、場所、日程、内容及び担当者名を明記したもの）なお、指導は、当該校教員とのティームティーチングによること。
 - (イ) ALTへの連絡事項
 - (ウ) 最寄り駅から学校までの道順

(2) 公立小学校の外国語活動等にかかわって、最寄りの県立高等学校に配置されているALTの派遣を希望する場合について

ア 様式2により、希望する小学校を管轄する市町村教育委員会教育長が拠点校の高等学校長宛て申請すること。なお、派遣希望日は、拠点校の定期考査期間中や長期休業期間中を原則とする。

イ ALTの派遣日については、文書による申請前にあらかじめ当該小学校長と当該高等学校長の間で調整しておくこと。

ウ ALTの派遣が決定された場合、当該小学校長は派遣日の1週間前までに、次の(ア)～(ウ)の文書を当該高等学校長宛て提出すること。

(ア) ティームティーチング指導案(日時、場所、日程、内容及び担当者名を明記したもの)なお、指導はティームティーチングによること。

(イ) ALTへの連絡事項

(ウ) 最寄り駅から学校までの道順

3 派遣旅費

(1) 上記2の(1)の派遣に要する費用は、県教育委員会が負担する。

(2) 上記2の(2)の派遣に要する費用は、派遣を希望する小学校又は市町村教育委員会が負担する。

4 ALTの職務

(1) 公立の中学校又は高等学校における外国語科等の授業の補助

(2) 公立の小学校における外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語科担当教員等に対する現職研修の補助

(5) 特別活動や部活動等への協力

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供

(7) 外国語スピーチコンテストへの協力

(8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

5 県立学校等におけるALTの配置

上記派遣期間中の、県立学校等におけるALTの配置は、次頁の表のとおりである。

平成27年度第1学期の県立学校等におけるALTの配置表

(平成27年4月1日以降)

拠 点 校 等	グ ル ー プ 校
奈良高等学校	奈良朱雀高等学校
西の京高等学校	香芝高等学校
平城高等学校	高円高等学校
登美ヶ丘高等学校	大和中央高等学校
高田高等学校	青翔中学校、青翔高等学校
郡山高等学校	香芝高等学校
添上高等学校	山辺高等学校、山辺高等学校山添分校
二階堂高等学校	奈良情報商業高等学校
橿原高等学校	青翔中学校、青翔高等学校
畝傍高等学校	_____
桜井高等学校	_____
五條高等学校	御所実業高等学校
青翔高等学校	畝傍高等学校
生駒高等学校	奈良北高等学校
榛生昇陽高等学校	大宇陀高等学校
西和清陵高等学校	王寺工業高等学校
法隆寺国際高等学校(2名)	_____
高取国際高等学校(2名)	畝傍高等学校、青翔中学校、青翔高等学校
大和広陵高等学校	磯城野高等学校
大淀高等学校	吉野高等学校
十津川高等学校	十津川村立十津川中学校
教育研究所	特別支援学校等

(様式1)

〇 〇 第 号
平成 年 月 日

教 育 研 究 所 長 殿

県立〇〇学校

校 長 氏 名

印

平成27年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

希望年月日	指導学年	授業等担当者氏名

(様式2)

〇 〇 第 号
平成 年 月 日

県立〇〇高等学校長 殿

〇〇教育委員会

教育長 氏 名

印

平成27年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

小学校名	希望年月日	指導学年	授業等担当者氏名